

山梨県公報

号外第三十四号

令和五年

七月二十一日

金 曜 日

目 次

- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………二
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例 (条例第二十五号) (人事課)
 - 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に鑑み、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を災害派遣手当として支給するため、次の条例を改正することとした。
 - (一) 山梨県職員給与条例
 - (二) 山梨県学校職員給与条例
 - (三) 山梨県警察職員給与条例
 - 2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和五年法律第十四号)の施行の日から施行することとした。
- 山梨県県税条例の一部を改正する条例 (条例第二十六号) (税務課)
 - 1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 自動車税環境性能割の税率区分の見直し
 - (1) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する非課税及び税率について、令和六年一月一日以降の各税率区分における燃費性能に関する要件等を見直す。
 - (2) 環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する非課税及び税率について、令和七年四月一日以降の各税率区分における燃費性能に関する要件等を見直す。

- (二) 自動車税の身体障害者等に対する減免規定の見直し
減免の対象となる自動車に、精神障害者又は知的障害者自らが運転するものを加える。

- (三) 公示送達の方法の見直し
公示送達の方法に、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置等を加える。

(四) その他規定の整備

- 2 この条例は、令和六年一月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については令和七年四月一日から、1(三)については地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

- 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十七号) (税務課)

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、課税免除の対象となる施設設置の期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用することとした。

- 山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例 (条例第二十八号) (畜産課)

- 1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正に鑑み、豚熱予防液の交付に係る手数料を定めることとした。
- 2 この条例は、令和五年八月一日から施行することとした。

- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十九号) (企業局総務課)

- 1 下釜口発電所の最大使用水量の変更に伴い、下釜口発電所の最大出力及び常時出力を改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

- 山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (条例第三十号) (警察本部交通規制課)

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に鑑み、交通安全特定事業により設置される信号機の基準について、歩車分離式信号機のうち、歩行者又は自転車をその表示の対象とする信号機の表示の対象に遠隔操作型小型車又は特定小型原動機付自転車を加えることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二十五条の三第一項中「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第十六条の八第一項中「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第二十二條の三第一項中「第四十四条」を「第二十六条の八」に改める。

附則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和五年法律第十四号)の施行の日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十六号

山梨県税条例の一部を改正する条例

(山梨県税条例の一部改正)

第一条 山梨県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「県税事務所又は」を「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び知事はその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨(以下この条において「公示事項」という。)を地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「府令」という。)で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県税事務所若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を県税事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第十一条中「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「府令」という。)」を「府令」に改める。

第三十三条の八中「第七十一条の十四第五項」を「第七十一条の十四第七項」に、「第七十一条の十五第四項」を「第七十一条の十五第五項」に、「」によつて」を「」に改める。

第三十三条の十五中「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第八項」に、「第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十六第五項」に、「」によつて」を「」に改める。

第三十三条の二十一中「第七十一条の五十五第六項」を「第七十一条の五十五第八項」に、「第七十一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十六第五項」に、「」によつて」を「」に改める。

第六十八条の十一中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に改める。

第八十九条中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「」によつて」を「」に改める。

第一百零三条の十中「第四百四十四条の四十七第五項」を「第四百四十四条の四十七第七項」に、「第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十八第五項」に、「」によつて」を「」に改める。

第一百四十四条の三第一項第二号イ及びロ並びに同項第四号イ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」

を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号二(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号二(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号二(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百十四条の三第一項第四号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百十四条の七において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上）」に改め、同号ホを削り、同号ト(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号トを同号へとし、同項第五号イ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同号イ(2)及び同項第六号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ニ中「二・五トンを超え」を削り、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百十を乗じて得た数値以上」に改め、同号ヘ(1)(i)中「第百十四条の七第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号ニ(1)(i)」を「第百十四条の七第一項第三号ト(1)(i)及び第二項第三号ホ(1)(i)」に改め、同号ヘ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項及び第百十四条の七において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の三第二項中「から二まで」を「、ロ及びホ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第四号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第四号ハ(2)の項及び第四号ニ(2)の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---------|------------------------|---------------------------|
| 第四号ホ(2) | 令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五 | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二 |
|---------|------------------------|---------------------------|

第百十四条の三第三項の表第四号イ(2)の項、第五号イ(2)の項及び第六号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改める。

第百十四条の七第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号ヘ中「バス又は」を削り、同号ヘ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分

の「百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第百十四条の七第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第百十四条の七第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロ

を次のように改める。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第二項第三号二(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第四項中「から二まで」を「、ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十二」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率(率)」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|------------|------------------|----------------------------------|
| 第二項第一号ロ(3) | 令和二年度基準エネルギー消費効率 | 平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値 |
|------------|------------------|----------------------------------|

第二項第一号二(2)

令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五
平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第百十四条の七第五項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百九」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「、第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 第二項第一号ロ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二 |
| 第二項第二号イ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七 |
| 第二項第二号ロ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二 |
| 第二項第三号イ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七 |
| 第二項第三号ロ(2) | 令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十 | 令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二 |

イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号ホ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附則第十二条の五第二項を削る。
附則第十二条の五の二中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。
附則第十二条の六第一項第二号中「軽油自動車」を「第百十四条の三第一項第六号に規定する軽油自動車(次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条及び附則第五条の規定 令和七年四月一日
二 第一条中山梨県条例第十条及び第十一条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県条例(以下「新条例」という。)第十条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用

し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車税の環境性能制に関する部分は、この条例の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能制について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能制については、なお従前の例による。

第四条 新条例第十五条の二の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第五条 第二条の規定による改正後の山梨県条例の規定中自動車税の環境性能制に関する部分は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能制について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能制については、なお従前の例による。

山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十七号

改正する条例
山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を

山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例(平成二十年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第二条中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十八号

山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例
山梨県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

六 法第五十条の規定に基づく使用の許可を受けた豚熱予防液の交付を受けようとする者 豚熱予防液交付手数料
別表に次のように加える。

| | |
|--------------|-----------------|
| 六 豚熱予防液交付手数料 | 豚又はいのしし一頭につき六十円 |
|--------------|-----------------|

附則

この条例は、令和五年八月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十九号

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表下釜口発電所の項中「一、八〇〇」を「九六〇」に、「二八〇」を「二三〇」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十号

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。